

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成29年3月2日（木）

社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第 1 平成29年度社会・援護局援護関係予算案について -----	2
第 2 平成29年度社会・援護局援護関係主要行事予定について -----	4
第 3 全国戦没者追悼式について -----	5
第 4 昭和館・しょうけい館の活用促進について -----	7
第 5 中国残留邦人等に対する支援について -----	9
第 6 遺骨収集等慰霊事業について -----	19
第 7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	21
第 8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について -----	23
第 9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進・時効失権対策について ----	24
第10 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について -----	26
第11 戦没者等の妻に対する特別給付金の裁定促進について -----	27
第12 旧陸海軍関係恩給進達事務について -----	28
第13 援護システムの運用等について -----	29
第14 旧令共済組合員に関する履歴証明等について -----	30
第15 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について -----	31

参 考 資 料 目 次

		頁
第 1	平成29年度予算案事項別内訳 (援 護 企 画 課)	33
第 2	昭和館について (")	36
第 3	しょうけい館について (")	37
第 4	中国残留邦人等の数 (中国残留邦人等支援室)	38
第 5	中国残留邦人等に対する支援策 (")	39
第 6	配偶者支援金 (中国残留邦人等の配偶者に対する支援策) (")	44
第 7	中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧 (")	45
第 8	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移 (")	46
第 9	都道府県・指定都市本庁が行う監査業務の流れ概要 (")	47
第10	厚生労働省が実施する支援給付施行事務監査の1年の流れ (")	48
第11	「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)について (事業課・事業推進室)	49
第12	地域別戦没者遺骨収容概見図 (")	52
第13	平成28年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝実施状況 (")	53
第14	平成29年度戦没者遺骨収集・慰霊巡拝等予定地概見図 (")	56
第15	都道府県別DNA鑑定結果 (")	57
第16	戦没者遺骨の伝達実績 (")	58
第17	国内における民間建立戦没者慰霊碑について (")	59
第18	国内民間建立慰霊碑移設等事業実施要綱(案) (")	60
第19	平成29年度援護年金額 (援護・業務課、審査室)	62
第20	都道府県別援護年金受給者数 (審 査 室)	63
第21	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続きの改善について (援 護 ・ 業 務 課)	64
第22	戦傷病者特別援護法対象者数等 (")	66
第23	旧陸海軍関係恩給進達件数 (")	67
第24	援護関係資料の国立公文書館への移管 (")	69
第25	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表 (中国残留邦人等支援室) (調 査 資 料 室)	70
第26	ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査 (調 査 資 料 室)	71

說 明 資 料

第1 平成29年度社会・援護局援護関係予算案について

	【28年度予算】	【29年度予算案】
援護関係予算総額	27,819百万円	→ 26,117百万円
1 援護年金	12,264百万円	→ 10,436百万円
	(受給人員 6,924人 → 5,884人)	
2 遺骨収集事業の強化	2,134百万円	→ 2,316百万円
(1) 硫黄島遺骨収集事業 ・硫黄島滑走路地区等の掘削経費	1,360百万円	→ 1,396百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集事業	774百万円	→ 920百万円
ア 情報収集	430百万円	→ 518百万円
(ア) 海外公文書館の資料収集	313百万円	→ 342百万円
(イ) 未送還遺骨情報収集事業	117百万円	→ 176百万円
イ 遺骨収集	287百万円	→ 275百万円
ウ 法人運営経費 ・平成28年4月に施行された戦没者遺骨収集推進法に基づく指定法人の運営経費	58百万円	→ 127百万円
3 戦没者慰霊事業等	761百万円	→ 702百万円
(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	150百万円	→ 151百万円
(2) 慰霊巡拝等	610百万円	→ 551百万円
ア 慰霊巡拝	88百万円	→ 87百万円
イ 政府建立慰霊碑の補修等	57百万円	→ 52百万円
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	28百万円	→ 26百万円
(ア) 海外民間建立慰霊碑	11百万円	→ 9百万円
(イ) 国内民間建立慰霊碑	16百万円	→ 16百万円
エ 遺骨・遺留品伝達	21百万円	→ 21百万円
オ 戦没者に係るDNA鑑定 ・過去に收容した遺骨約1,000検体からのDNA抽出終了に伴う減額	158百万円	→ 107百万円
カ 慰霊友好親善事業	259百万円	→ 259百万円

4 昭和館・しょうけい館事業	<u>634百万円</u>	→	<u>919百万円</u>
（1）昭和館	454百万円	→	743百万円
ア 昭和館の運営に係る経費	454百万円	→	454百万円
イ <u>昭和館の防災機能強化に係る経費【新規】</u>			289百万円
（2）しょうけい館の運営に係る経費	180百万円	→	176百万円
5 戦争の経験の次世代への継承（再掲）	<u>30百万円</u>	→	<u>31百万円</u>
（1）証言映像の収録（戦傷病者、中国残留邦人等）	21百万円	→	13百万円
（2）戦後世代の語り部の育成等	9百万円	→	17百万円
6 中国残留邦人等の援護等	<u>10,694百万円</u>	→	<u>10,770百万円</u>
（1）中国残留邦人等に対する支援等	10,456百万円	→	10,562百万円
ア <u>中国残留邦人等の介護に係る環境整備【新規】</u>			24百万円
イ 支援給付の実施等	10,456百万円	→	10,538百万円
（2）抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	161百万円	→	160百万円
（3）戦没者等援護関係資料の移管・整備	77百万円	→	49百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

第2 平成29年度社会・援護局援護関係主要行事予定について

平成29年度の社会・援護局援護関係の主要行事予定は、下記の通り。

○ 式典

- ・ 千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を5月29日（月）に開催予定。
- ・ 全国戦没者追悼式を8月15日（火）に開催予定。
- ・ 援護事業功労者厚生労働大臣表彰式を12月上旬に開催予定。

○ 慰霊事業

- ・ 遺骨収集事業を、南方地域等で14地域、ロシア連邦等で5地域を1年通して実施予定。
- ・ 慰霊巡拝事業を、南方地域等で7地域、ロシア連邦等で4地域を6月下旬～3月上旬までに実施予定。
- ・ DNA鑑定で遺族が判明した遺骨については、順次遺族に伝達予定。

○ 中国残留邦人等支援

- ・ 中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議を5月中旬に開催予定。
- ・ 日中共同調査により、中国残留孤児と認められた方がいる場合、その情報を公開する。（9～11月の予定）
- ・ 上記情報公開により、肉親情報があった場合、11月下旬以降、訪日対面調査を実施予定。

○ 事務打合せ等会議

- ・ 援護システム（国債）操作・セキュリティ研修会の開催を4月中旬～5月下旬に開催予定。
- ・ 援護関係施行事務研修会の開催を6月下旬に開催予定。
- ・ 援護システム（JR）操作・セキュリティ研修会の開催を11月上旬～12月上旬に開催予定。
- ・ 社会・援護局関係主管課長会議の開催を3月上旬に開催予定。

第3 全国戦没者追悼式について

閣議決定に基づき、毎年8月15日に政府主催で全国戦没者追悼式を開催しているが、御遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次世代へ継承していくという観点から、当式典について以下の取組を行う。

なお、未参列者の参列希望をできるだけ実現できるように、参列遺族の募集の際には、広く周知を図っていただきたい。

(1) 国費参列遺族の選考について

国費参列遺族については、各都道府県55名の範囲内で、各都道府県が選考を行う。選考に関するガイドラインは以下のとおり。

なお、昨年に引き続き18歳未満の参列者を代表して、6名の方に式典で献花していただくこととしている。

(国費参列遺族の選考に関するガイドライン)

ア 国費参列遺族のうち、少なくとも1名は18歳未満の遺族を選考する。

選考に当たっては、未参列の者を優先する。

イ アによる選考以外の遺族については、

(ア) 従来の国費参列遺族の範囲で未参列の者がいれば、その者を優先する。

(イ) 死没者1人に対し、国費参列遺族は、原則、各都道府県1人とする(死没者の子の配偶者及び死没者の兄弟姉妹の配偶者が夫婦で参列する場合の配偶者を除く。)なお、国費参列遺族数に満たない場合はこの限りでない。

●18歳未満の遺族の献花者の選考をお願いする都道府県について

47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内において、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、福島県、埼玉県、新潟県、京都府、山口県、鹿児島県の各都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

(2) 18歳未満の遺族の献花補助者の選考について

昨年に引き続き、18歳未満の遺族の方14名に献花補助者として式典に参加していただくこととしている(前日夕方にリハーサルを行う予定。)

献花補助者の参加に必要な所定の旅費は、国費参列遺族に支給する旅費とは別枠で支給することとしている。選考をお願いする都道府県は以下のとおり。

●献花補助者の選考をお願いする都道府県について

47都道府県を6ブロックに分け、毎年度各ブロック内の2都道府県(関東及び近畿については3都道府県)が、人口の多い都道府県順に持ち回りで選考する。

本年は、青森県、宮城県、茨城県、群馬県、神奈川県、長野県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、岡山県、愛媛県、熊本県、沖縄県の各都道府県から正副各1名を選考願いたい。

詳細については、3月上旬に発出予定の選考依頼通知をご確認いただきたい。

【今後の主な予定】

3月上旬・・・18歳未満の遺族の献花者及び献花補助者の選考依頼通知発出

3月下旬・・・全体の参列予定人員登録依頼通知発出

5月上旬・・・都道府県より参列予定人員登録

6月上旬・・・遺族代表選考依頼通知発出

7月上旬・・・都道府県より

①遺族代表名簿

②18歳未満の遺族の献花者(該当県のみ)

③献花補助者(該当県のみ)

の登録

第4 昭和館・しょうけい館の活用促進について

<昭和館>

- 昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 特別企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催。
 - ・ 地方巡回特別企画展
毎年秋頃に都道府県等の協力を得て開催。平成29年度は、しょうけい館、平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携し、次の地域で開催予定。
○平成29年10月21日（土）～10月31日（火） 鹿児島県鹿児島市で開催予定
○平成30年1月11日（木）～1月26日（金） 高知県高知市で開催予定
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 常設展示室のみ入場料あり（その他特別企画展等は全て無料）
高校・大学生 150円、大人 300円（その他割引制度あり）
※小・中学生は平成27年度から無料

<しょうけい館>

- しょうけい館は、戦傷病者とその家族が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設。
- 主な実施事業
 - ・ 常設展示
常設展示室で実物資料の展示等を実施。
 - ・ 企画展
毎年春（3月～5月）、夏（7月～9月）に特定のテーマについて企画展を開催
 - ・ 地方展
平成27年度から都道府県等の協力を得て開催。平成29年度は、昭和館、平和祈念展示資料館（総務省委託）と連携し、次の地域で開催予定。
平成30年1月頃 高知県高知市で開催予定
 - ・ 図書・映像・音響資料の閲覧事業
 - ・ 関連情報提供事業
- 入館料：無料

<依頼事項>

- 次世代への継承という観点から、小中学生、高校生、大学生等の来館促進に向け、昭和館、しょうけい館を修学旅行、社会見学等の訪問対象とすることについて、教育部門への働きかけをお願いしたい。
- また、昭和館地方巡回特別企画展、しょうけい館地方展について、ポスター等の広報用資料を小中高等学校、大学等の学校、関係団体をはじめ幅広く周知していただくようご協力をお願いしたい。

<戦中・戦後の労苦を伝える「戦後世代の語り部」育成事業（情報提供）>

- 戦中・戦後の労苦を直接体験した者が高齢化する中、その体験を風化させることなく次世代に伝えていくため、平成 28 年度から昭和館、しょうけい館において、戦中・戦後の労苦体験者の労苦を継承し語り伝える「戦後世代の語り部」を育成する事業を実施している。
平成 29 度においても「戦後世代の語り部」受講生の募集を行うこととしている。募集情報等については、昭和館、しょうけい館のホームページ等でお知らせすることとしているが、事業に関する照会等があった場合は、社会・援護局援護企画課施設指導係までお願いしたい。

（参考）次世代の語り部育成事業の概要

- 昭和館、しょうけい館において概ね 3 年で語り部を育成する予定。
 - ・ 1 年目：歴史や語り部に必要な基礎的、専門的知識等の習得など
 - ・ 2 年目：話法技術の習得、労苦体験者との交流など
 - ・ 3 年目：模擬講演の実施など
- 現在、1 期生として昭和館 11 名、しょうけい館 15 名を育成中。
- 育成した語り部は、昭和館及びしょうけい館への来場者に対する講演や地方展での講演、小中高等学校等での講演などの活動を予定。

第5 中国残留邦人等に対する支援について

I 地域社会での支援の実施等

1 支援・相談員の配置

○ 支援・相談員については、支援給付の実施機関に配置し、中国残留邦人等のニーズに応じた助言等を行うことにより中国残留邦人等が安心した生活が送れるよう支援することを目的に、都道府県、市町村(特別区を含む)に委託して事業を実施しているところである。

平成28年度より、支援給付受給世帯数に即して適切な支援が実施できるよう、支援・相談員配置基準をより細分化し、世帯数に応じた配置人数等に見直しを行ったところであるが、平成29年度においても同様の配置基準で実施することとしているので、引き続きご協力をお願いしたい。

2 中国残留邦人等の高齢化への対応等

(1) 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

ア 自立支援通訳による支援の充実

○ 中国残留邦人等の高齢化により、医療・介護サービスを利用する者が増加していることから、今後も引き続き関係機関との連携を図り、中国残留邦人等がサービスを受ける際に不便が生じないよう特段の配慮をいただくとともに、自立支援通訳の人材の確保に努めていただきたい。

イ 帰国者の状況を踏まえた日本語教育支援の実施

○ 高齢のため日本語教室等への継続的な参加が困難な帰国者もいることから、平成28年度より、交流事業等を通じ日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした、高齢者向けの「日本語交流サロン」を設置することとしたところである。

帰国者の状況を踏まえ、日本語教育支援事業から日本語交流サロンへの見直しを行うなど、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた、適切な日本語教育支援事業をお願いしたい。

(2)〈新規〉中国残留邦人等の介護に係る環境整備【中国帰国者支援・交流センターで実施】

○ 平成29年度より、各ブロックの中国帰国者支援・交流センターに、中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する「介護支援コーディネーター(仮称)」を配置し、介護事業所や居宅等において中国語等による語りかけ支援を行うボランティア「生活・介護支援サポーター(仮称)」の募集・研修及び介護事業所等への訪問の調整等を行うほか、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を行い、中国残留邦人等が安心して介護サービスを利用できる環境を整備することとしている。(41頁の参考2参照)

本事業は、平成29年度が初年度となることから、各支援・交流センターにおいて立ち上げ準備のうえ、7月からボランティアの募集・研修を実施し、10月以降に、ボランティア訪問希望の中国残留邦人等・ボランティア・介護事業所の訪問調整(マッチング)のできた事例から順次、ボランティアの訪問支援を開始する予定としている。

なお、平成29年度は中国残留邦人等が多く居住している支援・交流センター設置都道府県から順次、事業を実施することとしており、該当自治体には中国帰国者支援・交流センターから追って実施に係る協議を行う予定である。

該当自治体におかれては、事業の実施にあたり、中国残留邦人等の介護保険サービスの利用状況の把握や中国残留邦人等及び介護サービス事業者等への周知について、ご協力をお願いしたい。

【平成29年度スケジュール】

H29.4

H29.7

H29.10～

○立ち上げ準備 ○平成29年度該当自治体への事業の周知・協力依頼	○ボランティア募集 ○ボランティア研修、登録	○マッチングのできた事例から順次、ボランティアの訪問支援
-------------------------------------	---------------------------	------------------------------

※平成29年度の事業実施にあたっての留意事項

- 「生活・介護支援サポーター(仮称)」は事業所等において介護サービス利用中の中国残留邦人等への語りかけ支援を行うものであり、介護サービスの提供や通訳支援を行うものではないので、ケアプランの調整や介護サービスを利用する場合の通訳については、現行の自立支援通訳や支援・相談員を活用願いたい。
- 事業の実施は、まずはデイサービスや特別養護老人ホームなどで実施し、訪問介護サービス等については、これらの実施状況を踏まえて内容を検討する。

(3) 公営住宅への優先入居

○ 中国残留邦人等の高齢化による身体機能の低下、持病の悪化等により、高層階から低層階へ、また、バリアフリー化された公営住宅への住み替え需要が高いことから、平成20年3月31日及び平成25年6月27日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理部局と連携を図り、優先的に住替えを行うなどの良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。(参考4)

(4) その他

○ 帰国者への情報提供のため、「中国語の対応が可能な介護事業所一覧」を各自治体のご協力を得て作成し、年2回更新しているので、引き続きご協力をお願いしたい。また、帰国者、関係機関等に周知するなど、積極的に活用願いたい。

3 中国残留邦人等二世の就労支援

(1) 日本語が不自由であったり、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること等により、安定就労による経済的な自立の実現が困難な状況が見られることから、平成26年12月1日付け中国残留邦人等支援室長通知を参考に、就労支援を実施していない自治体においては、就労相談員の設置など、就労支援事業への積極的な取組を、すでに実施している自治体においては、事業効果を検証し、より多くの方が安定した就労につけるよう更なる取組をお願いしたい。

(2) 日本語が不自由なため、安定就労による経済的な自立の実現が困難な二世に対し、二世の就労に資する日本語教室を設置することで就労に役立つ日本語の指導を集中的に行い、安定した就労を確保するとともに安易な離職を防止できるよう支援をお願いしたい。

(3) 中国残留邦人等の二世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づく助成金が支給されることから、制度の積極的活用の広報をお願いしたい。

(参考)「特定求職者雇用開発助成金」

ハローワーク等の紹介により中国帰国者等であって、本邦に永住帰国した日から10年を経過していない者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金助成を行う。

4 普及啓発事業

【中国帰国者支援・交流センターで実施】

- 平成28年度より、各中国帰国者支援・交流センターが中心となり、ボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にした「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」を多地域で行うこととしているので、引き続き、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

5 次世代継承事業

- (1) 中国残留邦人等の体験と労苦を伝える戦後世代の語り部育成事業

【首都圏中国帰国者支援・交流センターで実施】

- 中国残留邦人等が体験した様々な労苦を次世代に継承するため、平成28年度より、首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて、戦後世代の語り部育成事業を実施している。平成29年度においても、研修生を募集し、事業を継続して実施するので、周知・広報等のご協力をお願いしたい。

- (2) 中国残留邦人等の証言映像収集・公開事業

- 中国残留邦人等の体験や労苦を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度より、厚生労働省において実施している。平成29年度においても、事業を継続するので、証言者の推薦等のご協力をお願いしたい。

6 その他

一時金の申請指導等について

- 中国残留邦人等に満額の老齢基礎年金等を支給するための一時金は、権利を取得した日から5年経つと申請ができなくなるため、厚生労働省では、一時金の申請期限を迎える者及び新たに永住帰国した者に対する申請案内等、時効失権の防止に努めているので、各自治体には引き続きご協力をお願いしたい。

II 支援給付及び配偶者支援金の支給

1 平成29年度における支援給付に係る主な留意点

(1) 高齢化への対応について

支援給付受給世帯は高齢者から構成されることから、以下のような視点で定着後の生活支援を実施するようお願いしたい。

- 必要なニーズが的確に把握され、それに応じた援助が関係機関等との連携により実施されているか。
- 介護保険法に定める要介護(要支援)の状態と考えられる者については、要介護(要支援)認定申請が検討されているか。
- 必要な生活環境等の整備のために介護保険法に基づく介護保険や障害者総合支援法に基づく自立支援給付などの制度活用は図られているか。
- 配偶者等の年金の受給の可否が検討されているか。

特に、年金の受給資格期間短縮(25年から10年)を内容とする年金機能強化法の一部改正法(平成28年法律第84号)が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日から施行されることになったことに伴い、新たに年金の受給資格を得る者の申請手続の支援等が、支援・相談員等の活用により、漏れのないよう確実に実施されているか。

(2) 支援給付の基準について

- 平成29年度の生活保護基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、28年度と同額とすることとしており、当該基準を用いている生活支援給付の基準も28年度と同額となる。
- 出産支援給付(施設分べん)、生業支援給付の就職支度費等については、生活保護における改定にあわせて、所要の改定を実施することとしている。

(3) 年金額の引下げについて

- 老齢基礎年金の支給額について、平成29年度は対前年度比0.1%の引下げが行われる。これを受け、支援給付受給者に支払われる年金額が平成29年6月の支給分より引下げられることから、下記の点に留意願いたい。
 - ・ 特定中国残留邦人等本人に支給される満額の老齢基礎年金の月額が引下げとなることから、控除額の変更を要すること。

平成28年度老齢基礎年金(満額)	65,008円
------------------	---------

平成29年度老齢基礎年金(満額)	64,941円(▲67円)
------------------	---------------

- ・ 収入認定の際には、支援給付受給者の年金振込通知等により金額を確認すること。

○ その他、支援給付制度の運用の取扱い等において大きな変更等はなく、その実施に当たっては、生活保護制度の例によりながら、従来どおり特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための配慮を行いつつ、懇切丁寧に行うようお願いしたい。

(4) 臨時福祉給付金(経済対策分)について

- 平成28年度の一般会計補正予算(第2号)による臨時福祉給付金(経済対策分)については、生活保護・支援給付受給者は支給対象外となっている。
- 臨時福祉給付金(経済対策分)が支給された場合(基準日後に受給者となった場合等)は、全額を収入認定する。→支援給付は、収入(月額)の3割を収入認定から除くこととする法律施行規則の規定があるため、全額収入認定するための法律施行規則の省令改正に伴い、実施要領を改正する予定である。

(5) 医療支援給付について

- 電子レセプトを活用したレセプト点検について
 - ・ 電子レセプトのシステムを導入しているものの、活用されていない実施機関については、積極的な活用を指導願いたい。
 - ・ 導入していない実施機関については、業者委託による審査の活用を指導するなど、医療支援給付の適正化に協力願いたい。
- 後発医薬品の一層の周知について
 - ・ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、平成27年6月の閣議決定において、「後発医薬品に係る数量シェアの目標値については、2017年(平成29年)末に70%以上とするとともに、2018年度(平成30年度)から2020年度(平成32年度)末までの間のなるべく早い時期に80%以上とする。」という新たな数量シェア目標が定められ、後発医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組んでいる。
 - ・ 「後発医薬品のしおり」を平成26年5月に送付しているところであるので、支援給付受給者に後発医薬品の使用について理解を求めよう、同しおりを用いて支援・相談員から懇切丁寧に説明し、従来通り引き続き一層の周知を願いたい。
また、電子レセプトシステムを導入している実施機関におかれては、閲覧機能により投薬状況から、後発医薬品及びそれ以外の医薬品の調剤状況を調査することが可能であるので、積極的に活用願いたい。

2 配偶者支援金について

(1) 配偶者支援金制度について

平成26年10月から、中国残留邦人等の死亡後に、特定配偶者(中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者)に対して支援給付に加えて、配偶者支援金(満額の老齢基礎年金の3分の2相当額)を支給している。今後も申請漏れがないよう支給対象と見込まれる者に対し申請の案内及び指導をお願いしたい。

(2) 平成29年度の配偶者支援金の支給額について

平成29年度の老齢基礎年金の支給額が、対前年度比0.1%引下げられることに伴い、平成29年度の配偶者支援金の支給額が、平成29年4月より下記のとおり変更となるので、ご留意願いたい。

平成28年度(平成29年3月支給分まで)

月額 43,338円



平成29年度(平成29年4月支給分から)

月額 43,294円(▲44円)

Ⅲ 支援給付等施行事務

1 都道府県・指定都市本庁が実施する監査について

(1) 平成29年度における監査について

- 都道府県・指定都市本庁が行う実地監査について、都道府県・指定都市本庁は、4年に1度行うことになっている(実施機関にとっては、4年に1度監査が行われることになる)。平成29年度は、支援給付及び配偶者支援金制度の適正な運用が図られるよう引き続き管内の実施機関に対し実地及び書面により支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。
- 特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、以下の例のように多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査計画の策定、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言指導を行うようお願いしたい。

(例) 生活保護制度とは異なる取り扱い

- ・ 収入認定について、老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは収入認定しない
- ・ 資産の保有について、預貯金・手持ち金等について一定額の保有を認める
- ・ 生計を別にする子供や孫に対しては原則として直接扶養照会を行わない
- ・ 親族訪問や墓参等を目的とした2ヵ月程度の中国や樺太等を訪問する時は、その渡航に要した費用は収入認定を行わない など

(2) 監査実施上留意すべき点について

- 平成28年度に厚生労働省が実施した監査で問題点の多かった事項など全般的な状況を本年5月中にとりまとめ、示したいと考えているが、以下の事項が多く見受けられた。
 - ① 1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されておらず、生活実態等の把握がされていない事例。
 - ② 障害者総合支援法第58条の適用など他法他施策の活用がされていない事例。

- ③ 扶養義務者について、その職業、収入等につき要支援者を通じ聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査していない事例。
- ④ 収入認定が適切に行われていない事例。
- ⑤ 課税状況調査が定期的に行われていない事例。
- ⑥ 海外渡航の渡航目的及び渡航期間の是非が検討されていない事例。

○ 平成29年度に都道府県・指定都市本庁が行う監査では、同様の問題があると認められる実施機関に対し、以下の点に留意して支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

- ① 家庭訪問について、支援給付受給者のニーズの把握を主眼に、少なくとも支援給付開始後の家庭訪問(入院入所者の病院等への訪問を含む。)は1年に1回以上行うよう助言指導願いたい。
- ② 他法他施策の活用について、特に、うつ病や認知症にかかる障害者総合支援法の自立支援医療(精神通院医療)の優先活用及び配偶者の年金受給権等の確認などを指導願いたい。
- ③ 扶養義務者について、その職業、収入等を主その他から聴取する等の方法により、精神的な支援を含めて扶養の可能性を調査することとし、扶養の可能性が期待される場合は、回答期限を付して照会するよう助言指導願いたい。
- ④ 収入認定について、収入申告の時期については原則として年1回、6月とすること、特定中国残留邦人等本人の老齢基礎年金については、満額までは収入として認定しないほか、年金以外の収入も3割までは認定しないこと、保険金等のその他臨時的な収入については、前年1年間の収入を基に月額を算定し、その額から8千円を控除した上で、残額の3割を控除した額を収入認定することなど、生活保護制度とは異なる取扱いをしていることに留意の上、適切に収入認定を行うよう助言指導願いたい。
- ⑤ 毎年6月以降の課税資料の閲覧が可能な時期に速やかに、対象となる全世帯全員に課税状況調査を実施し、多額の支援給付費の返還金・徴収金の発生を防止し、特に、企業年金の申告漏れがないよう助言指導願いたい。
- ⑥ 「支援給付を受けている者に対する海外渡航の取扱いについて」(平成22年6月1日付社援企発0601第1号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知)(別紙)支援給付を受けている者に対する海外渡航の取扱い実施要領に基づき、事実関係を把握したうえ、所要の措置を講じ、海外渡航の取扱いを適切に行うよう助言指導願いたい。

2 厚生労働省が実施する監査について

(1) 平成29年度における監査計画等

ア 実地監査

- 平成29年度の実地監査は、20程度の都道府県・指定都市を予定している。
- 日程等は、各都道府県・指定都市から提出された事前協議資料に基づき調整等を行い、実地監査に入る実施機関を決定し、4月中にお知らせしたいと考えている。

イ 書面監査

- 平成29年度の手面監査は、実地監査の対象とならなかったすべての都道府県・指定都市に対して実施する。

(2) 支援給付等施行事務監査資料

- 支援給付等施行事務監査資料は、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で、監査実施通知に記載された期限までに提出するよう願いたい。

(3) 監査関係提出資料等

- 事前協議資料：平成29年4月10日提出(予定)
- 都道府県・指定都市が実施した平成27年度の監査結果報告：平成29年7月末提出
- 支援給付等施行事務監査資料：実地監査対象は監査日2週間前提出
書面監査対象は決定次第連絡する。

※ 提出期限については遵守願いたい。

第6 遺骨収集等慰霊事業について

1 遺骨収集等事業について

「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が平成28年4月より施行され、また、同年5月に同法に基づき「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定された。平成28年度から平成36年度までを戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とし、平成29年度までに戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組むとともに、その情報等をもとに遺骨収集を実施することとしている。

また、同法に基づき指定した一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と指定法人の役割分担を図り、効果的に遺骨収集を推進していく。

◎遺骨収集の計画

戦没者の遺骨収集については、基本計画に基づき、厚生労働省が、毎事業年度開始前に次年度の実施指針を策定し、指定法人に提示するとともに、指定法人は、当該実施指針の内容に即した事業計画を策定することとしている。

平成29年度における遺骨収集の派遣予定地域は以下のとおり。

〈南方地域等での遺骨収集〉

- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤パラオ諸島、⑥マリアナ諸島、⑦トラック諸島、⑧マーシャル諸島、⑨ギルバート諸島、⑩ミャンマー、⑪インド、⑫樺太、⑬沖縄、⑭硫黄島

計 14地域

〈旧ソ連抑留中死亡者の遺骨収集〉

- ①ハバロフスク地方、②沿海地方、③クラスノヤルスク地方、④アムール州、⑤カザフスタン共和国

計 5地域

その他、確度の高い戦没者の遺骨に関する情報が追加的に得られた場合には、応急的な派遣を実施することとしている。

※ 各都道府県におかれては、仮に遺族、団体、協力者等から戦没者の埋葬地等に関する情報が得られた際は、速やかに、事業課事業推進室まで連絡するようお願いしたい。

2 慰霊巡拝事業について

遺骨収集事業を補完し、旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地で政府主催の追悼式を実施している。

(1) 南方地域等での慰霊巡拝事業

旧主要戦域での戦没者の遺族を対象として実施しており、平成29年度は、①フィリピン、②東部ニューギニア、③インドネシア、④トラック諸島、⑤マーシャル・ギルバート諸島、⑥中国、⑦硫黄島の7地域で実施を計画している。

◎ 硫黄島での慰霊巡拝事業

平成23年度から、遺族がより参加しやすいよう実施回数2回、延べ200人程度の実施体制を組んでおり、平成29年度も継続して実施することとしている。

(2) 旧ソ連地域での慰霊巡拝事業

ロシア連邦等の各地方・州ごとに広く遺族の参加を募っている。

平成29年度は、抑留地域である4地域（①ハバロフスク地方、②沿海地方、③クラスノヤルスク地方、④イルクーツク州）での実施を計画している。

(3) 参加遺族の募集

厚生労働省では、都道府県や市区町村が余裕を持って広報誌等へ掲載できるよう各都道府県援護主管課宛に実施予定地域ごとの実施時期、派遣予定人員等をお知らせしている。

慰霊巡拝事業を実施する際の参加遺族の募集にあたっては、各都道府県から推薦をお願いしたい。

第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

1 DNA鑑定について

戦没者遺骨のDNA鑑定は、主に旧ソ連地域の埋葬地等で発見された遺骨を対象とし、当局保管の死亡者名簿等から推定される関係遺族に「戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族の申請に基づき実施している。

平成11年から平成29年1月末までに、関係遺族約10,700人にお知らせを送付し、約2,800人から申請があった。鑑定の結果、1,074柱の遺骨の身元が特定し、順次遺族に伝達している。

平成28年度に収容した遺骨については、平成29年度内に推定される関係遺族にお知らせを送付する予定である。

また、戦後70年を経過し、戦没者遺骨の身元特定に向けて更なる取組を行っていく必要があり、戦没者遺骨の身元特定に関し、現在、以下の取組を行っている。

(1) DNA鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、遺族へのDNA提供の呼びかけを行うこととし、部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域（「真嘉比」、「幸地」、「平川」、「経塚」）の検体について、遺族への呼びかけとDNA鑑定を行うため、都道府県庁を通じて関係遺族の所在を調査し、所在が判明した遺族に対し案内を行い、申請に基づき試行的にDNA鑑定を実施している。平成29年1月末までに関係遺族約1,700人の所在が判明し、戦没者遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付し、うち、約330人から申請があり、順次、鑑定機関において実施中である。（平成29年1月末現在）

実施結果について、平成28年度中を目途にとりまとめることとしている。その結果を踏まえ、他の地域における実施について検討する。

なお、戦没者遺骨のDNA鑑定を実施する場合には、都道府県庁を通じて関係遺族調査を行うため、ご理解とご協力を賜りたい。

(2) 戦没者遺骨のDNAデータベース化

個性のある遺骨からDNAのデータを抽出することが可能な場合は、全てデータベース化を行うこととしており、これまでに収容されている検体（約8,000検体）について、平成28年度中を目途に、鑑定機関において抽出作業を実施し、データベース化を行う。

2 遺骨及び遺留品の伝達について

DNA鑑定により身元が特定された遺骨や、遺留品調査により所有者が特定された遺留品は、遺族が居住する都道府県から伝達していただいている。

地方自治法附則第10条の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県職員が遺骨等を受領するため、「旧軍関係調査事務等委託費」を計上し、予算措置を行っている。ただし、伝達数が複数ある場合や都道府県側の日程調整が困難な場合には、厚生労働省職員が都道府県までお持ちするなど、弾力的に対応するので、相談願いたい。

なお、都道府県庁で記者発表される場合は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達7日前までに事前に連絡願いたい。

第8 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者が行うことが基本であるが、関係者の高齢化等により維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助（1/2（上限25万円））を行っている。

平成29年度においても、当該慰霊碑を自治体が管理する土地に移設を行う場合や当該慰霊碑の建立地等に埋設等を行う場合等に、それらにかかる費用の1/2（上限25万円）を補助することを予定している。

平成29年度における補助金の交付要綱及び実施要綱は別途お示しする予定であるが、当該補助金の積極的な活用を検討願いたい。

また、現時点で管理状況が良好な慰霊碑であっても、今後不良となる可能性も考えられることから、管内の慰霊碑の状況把握に努めていただきたい。

（今後の事務スケジュール）

- 予算成立後 交付要綱及び実施要綱の発出（適用日は4月1日）
- 5月下旬メド 都道府県でとりまとめた事前協議書類の厚生労働省への提出期限
- 6月下旬メド 厚生労働省から内示通知書を発出
- 8月中旬メド 都道府県でとりまとめた交付申請書類の厚生労働省への提出期限
- 9月下旬メド 厚生労働省から交付決定通知書を発出

（平成28年度における実施例）

小学校敷地奥に建立されていたが、市町村合併により小学校が廃校となった。その後、小学校跡地及び慰霊碑の敷地を個人が取得したため、立ち入りが困難となり、慰霊碑が荒廃してしまった。今般、土地の所有者より慰霊碑の撤去要請があったことから、公有地に移設を行った。

※あくまでも一例なので、幅広に検討いただき、相談願いたい。

第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定促進・時効失権対策について

(1) 制度の概要

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の方々に思いをいたし、戦後何十周年といった特別な機会をとらえ、国として「弔慰」（死者を弔い、遺族を慰めること）の意を表するため、一定範囲の遺族に対して、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和40年制度創設）。

戦後70周年に当たる平成27年に、国として改めて弔慰の意を表するため、法改正を行い、特別弔慰金の支給を継続した（平成27年4月1日施行）。

(2) 裁定事務の促進と支給手続の改善について

平成27年4月1日から請求受付を開始した第十回特別弔慰金については、平成29年1月末現在、居住地都道府県における受付件数は804,115件、平成29年2月2日までの財務省への国債発行請求件数は680,928件となっている。

厚生労働省においては、平成28年8月から、裁定が遅れている一部の都道府県に対して、個別に事務処理体制の見直し（受付時における仕分け、請求者の請求区分に応じた担当職員の配置・見直し、他都道府県進達分及び他都道府県受付分の優先処理など）について指導しているところであるが、下記(3)の内容も踏まえて、裁定が遅れている一部の都道府県におかれては、事務処理体制の見直しなどにより早期裁定の促進に努めていただきたい。

(3) 総務省からのあっせんに対する対応について

特別弔慰金の支給手続について、総務省に行政相談があり、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において検討が行われた。その結果、総務省行政評価局長より厚生労働省社会・援護局長に対してあっせんが行われた。

あっせんの内容及びこれを受けた対応については、平成29年2月3日付け社援援発0203第1号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知（※）により以下の事項について周知及び対応の依頼をしているところである。

1. 都道府県及び市町村において、特別弔慰金の請求から支給（国債交付）までのおおよその期間を案内することを依頼
2. 都道府県における裁定処理の促進に資する取組例の周知等
3. 市町村における請求者の便宜に資する取組例の周知等

今回のあっせんが総務省の行政相談に相談・苦情が寄せられたことに端を発したものであることを踏まえ、各都道府県及び市町村におかれては、その実施について検討いただきたい。

(※) 参考資料 第21「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善について」参照。

(4) 時効失権防止への取組

第十回特別弔慰金は、①その請求期間が平成27年4月1日から平成30年4月2日まで（3年間）であり、②支給対象の遺族の範囲は広く（※）、事前に最先順位の遺族を特定・把握することは困難である。このため、受給権者の時効失権防止を図るため、厚生労働省、都道府県及び市町村における広報等の実施は大変重要である。

(※) 子、兄弟姉妹、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた甥、姪等

【これまでの取組】

- 平成27年4月～ポスター及びリーフレットを配付（都道府県、市町村、郵便局等）
- 平成27年6月 政府広報（ラジオ）による広報を実施
- 平成27年8月 新聞広告による広報を実施
- 平成27年9月 新規対象者となる可能性のある恩給等失権者の遺族に対して制度案内を送付

【今後の取組】

厚生労働省における今後の取組については、平成29年4月頃に厚生労働省から都道府県に前回（第八回又は第九回特別弔慰金）受給者のうち未請求である者等のリストを送付する予定である。また、平成29年夏以降に、新聞広告等を実施し、ポスター及びリーフレットを配布する予定である。

各都道府県におかれては、厚生労働省から送付するリストに基づき受給権者と思われる未請求の者に対して、市町村と連携し個別の請求案内をお願いしたい。また、都道府県及び市町村の広報誌等を活用して、積極的な広報活動をお願いしたい。

第 10 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給について

(1) 制度の概要

戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、先の大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた、戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉（いしや）を行うため、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和41年制度創設）。

平成28年に国として引き続き慰藉を行うため、法改正を行い、特別給付金の支給を継続した（平成28年4月15日施行）。

その内容は、受給者の高齢化を踏まえ、5年償還の国債（年10万円等）を5年ごとに2回交付することとしている。

併せて、これまでの改正と同様に、国債の償還を終えたとき、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となっている方に戦没者等の妻に対する特別給付金を支給（年20万円等×10年）するとともに、夫たる戦傷病者等が平病死している妻に平病死特別給付金を支給（年1万円×5年）することとしている（平成28年10月1日施行）。

(2) これまでの取組

- 平成 28 年 5 月、特別給付金の継続支給（第二十八回特別給付金い号）対象者に対して、国から個別案内（氏名、住所等を印字した請求書を同封）を送付（約 2,900 人）。

- 平成 28 年 12 月、平病死特別給付金（第十三回特別給付金よ号）対象者に対して、国から個別案内（氏名、住所等を印字した請求書を同封）を送付（約 6,300 人）。

(3) 裁定事務の促進

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の償還は、本年4月15日から開始されることから、各都道府県におかれては、請求者からの請求に対し、適切かつ迅速な裁定についてご配慮いただきたい。

第 11 戦没者等の妻に対する特別給付金の裁定促進について

(1) 制度の概要

戦没者等の妻に対する特別給付金は、先の大戦で一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉（いしや）を行うため、無利子の記名国債の交付をもって支給している（昭和38年制度創設）。

平成25年に国として引き続き慰藉を行うため、法改正を行い特別給付金の支給を継続した。

請求受付期間中である特別給付金

国債名称	請求受付期間
第二十七回特別給付金国債ろ号	平成26年10月1日～平成29年10月2日
第二十二回特別給付金国債ぬ号	
第二十二回特別給付金国債る号	平成27年8月1日～平成30年7月31日
第二十七回特別給付金国債は号	平成28年10月1日～平成31年9月30日 (1回目の償還日：平成29年4月30日)
第二十二回特別給付金国債を号	
第十七回特別給付金国債 つ号	
第十回特別給付金国債 な号	
第四回特別給付金国債 む号	

(2) これまでの取組

平成28年12月、平成28年10月1日から請求受付を開始した特別給付金の対象者に対して、国から個別案内（氏名、住所等を印字した請求書を同封）を送付（約1,400人）。

(3) 裁定事務の促進

平成28年10月1日から請求受付を開始した戦没者等の妻に対する特別給付金の償還は、本年4月30日から開始されることから、各都道府県におかれては、請求者からの請求に対し、適切かつ迅速な裁定についてご配慮いただきたい。

第12 旧陸海軍関係恩給進達事務について

- 旧陸海軍関係の恩給請求については、各都道府県の御協力を得て円滑に処理されてきているが、件数は減少傾向にある。
各都道府県におかれては、請求者が高齢者であることに配慮し、一層のきめ細かな対応と迅速な事務処理をお願いしたい。

- 旧陸海軍関係で恩給受給権が発生しているにもかかわらず、請求を行っていない者が少なからずいると考えられることから、都道府県におかれては、保管の兵籍、戦時名簿等人事関係資料を精査し、各種恩給権の有無を確認の上、未請求者に対する請求指導を引き続きお願いしたい。

- 恩給の相談を受けた際は、陸・海軍の別にかかわらず、都道府県において、相談者から「履歴申立書」を提出させ、丁寧に内容を把握した上で軍歴の調査を行うようお願いしたい。
このうち、旧海軍関係については、提出された「履歴申立書」を都道府県から援護・業務課あて送付願いたい。送付された「履歴申立書」について在職年計算等を行い、その結果を都道府県に回答する。
なお、恩給請求事務において、軍歴、在職年等でご不明な点があれば、援護・業務課恩給担当に照会願いたい。

- 例年実施している「援護法等施行事務研修会」において、各都道府県担当者の理解を深めるため、恩給請求における事務処理方法、留意点等の説明を行っているので、各都道府県担当者の出席をお願いしたい。

第13 援護システムの運用等について

1 援護システムにおける個人番号の取扱について

- 援護システムは、戦傷病者戦没者遺族等援護法に係る事務、各種特別給付金支給法等に係る事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく個人番号（以下「個人番号」という。）の利用を開始する事に伴い、平成27年度にシステム改修を行い、平成28年1月より個人番号を取り扱えるシステムとなっている。

このため、各都道府県におかれては、番号法等に関連する法令及び、援護システム運用管理規程を遵守し、個人番号の取扱について十分留意するようにお願いする。

特に、援護システムの端末では特定個人情報ファイルの保管・管理を行う事が禁止されている事や、援護システムと外部ネットワーク（各都道府県における他の情報システムとの接続も含む）との接続箇所にファイアウォール等を設置し、外部との接続を「論理的に分離」する事が必要となっているので、自県の援護システム端末について改めてこの点について確認するとともに、必要な措置を引き続き継続して講じる事に留意してもらいたい。

2 援護システム利用者のID申請について

- 援護システム利用者は、IDなりすまし防止や不要となったIDを定期的に削除する観点から、毎年度、新たなアクセス権限付与の申請を必要としている。

「平成29年度アクセス権限付与申請」については、3月下旬に援護システム担当者宛に案内するので、平成29年度における援護システム利用者を各都道府県において精査の上、4月上旬までに厚生労働省まで申請方よろしく願います。

第14 旧令共済組合員に関する履歴証明等について

1 旧令共済組合員に関する履歴証明事務

- 旧陸軍軍属に関する都道府県の履歴証明事務については、日本年金機構から依頼があった場合、援護・業務課調査資料室の保管資料を添付のうえ証明依頼を行うので、証明の可否にかかわらず、依頼を受けてから2ヶ月以内に回答していただくようお願いしたい。
- また、旧陸軍軍属期間を厚生年金に反映させるための履歴証明発行依頼について、都道府県に申請者及び遺族から照会があった場合には、最寄りの「年金事務所」宛てに申請するよう指導をお願いしたい。
- なお、例年実施している「援護関係施行事務研修会」において、「旧令共済組合員期間の履歴証明事務」について、証明が困難な具体的事例を用いての事例研究を行うので、各都道府県担当者の積極的な出席をお願いしたい。

2 人事関係資料の照会

(1) 陸軍関係

当室に履歴事項について調査を依頼する場合、「陸軍軍歴証明事務関係通知集」（昭和53年3月改刷）71～73頁を参照いただき、対象者の履歴申立書または都道府県保管資料の写しを添付のうえ、依頼していただくようお願いしたい。

(2) 海軍関係

旧海軍人事関係資料について、問い合わせがあった場合には、当室あて直接照会されるよう指導をお願いしたい。

なお、恩給受給資格調査のための照会は、「第12 旧陸海軍関係恩給進達事務について」に記載のとおり都道府県において対応をお願いしたい。

3 人事関係資料等の保存

各都道府県におかれては、旧軍から引き継いだ人事関係資料等については、歴史的公文書であることから、自治体の公文書館への移管等を行うなど、散逸することがないように、適宜、保存頂きたい。

第 15 ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

昭和 20 年 8 月 9 日以来の旧ソ連軍の侵攻により、旧日本軍人等が旧ソ連地域またはモンゴル人民共和国（当時）の地域で抑留された抑留者は、戦後、極寒の地で長期間にわたり劣悪な環境のもと多大な苦難を強いられ、その間、過酷な強制労働に従事させられた。

これらの抑留者を約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者を約 5 万 5 千人と厚生労働省では推計している。

厚生労働省では、平成 3 年に日ソ間で締結した協定に基づき、同年以降ロシア連邦政府等より死亡者名簿等を入手し、同政府等から提供された抑留者関係資料については、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。

平成 28 年度は、新たにシベリア・モンゴル地域 245 人（※）、その他地域 37 人（※）、合計 282 人（※）の個人を特定している。（※平成 29 年 1 月末現在）

厚生労働省では、平成 27 年 4 月以降、個人を特定できた方について、速やかに関係御遺族に情報提供を行う観点から、原則として毎月、身元特定者を公表するとともに、各都道府県に対し関係御遺族の現住所調査等についてご協力をお願いしている。

御遺族の高齢化を踏まえ速やかな対応が必要であるため、各都道府県におかれては関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付についてご協力をお願いしたい。

なお、抑留帰還者に関する資料については、ロシア政府より約 47 万人分、モンゴル政府より約 1 万人分の個人資料が提供されており、帰還者本人又はその御遺族が希望する場合には、当該資料を提供している。各都道府県に問い合わせがあった場合は、調査資料室あて直接照会するよう御案内をお願いしたい。

<照合調査による個人の特定状況（平成 29 年 1 月末現在）>

	死亡者数	個人を特定
シベリア・モンゴル地域	約 5 万 5 千人（注 1）	約 4 万人（注 2）

（注 1）主に昭和 20 年代の引揚時の港における抑留帰還者からの聴取により推計

（注 2）この他にその他地域（興南、大連、樺太等）で約 1 千人の個人を特定